

提出意見及び提出意見に対する回答

とりまとめの都合上、お寄せいただいた意見は適宜整理・要約しております。

1. 首都中枢機能代替地域の要件について

	案に対する意見及びその理由	回答
1	首都中枢機能代替地域の要件に該当する地域に、首都直下地震緊急対策区域や富士山の火山災害警戒地域に加え、南海トラフ地震の被害想定区域も対象にすべき。	南海トラフ地震では東京圏において首都中枢機能の維持が困難となる被害をもたらすことは想定されていません。
2	東京圏との同時被災の可能性については、首都直下地震及び富士山噴火だけではなく、津波、高潮、台風、洪水、大雪などの自然災害に加え、広域停電、通信障害、燃料途絶、情報システム障害、交通・物流網の寸断、サプライチェーンの途絶、さらにサイバー攻撃、感染症、武力攻撃、テロ攻撃といった国防的視点も含めた複合災害を総合的に評価するべき。	国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和 8 年法律第 78 号。以下「本法」という。）において大規模災害の範囲は自然災害を想定しており、首都中枢機能を維持することが困難となる被害をもたらす自然災害として首都直下地震と富士山噴火を想定しています。
3	首都直下地震緊急対策区域及び富士山火山災害警戒地域のいずれにも該当しない地域が「東京圏との同時被災の可能性が低い地域」と判断できるのはなぜか、科学的、客観的根拠を明示すること。	「首都直下地震緊急対策区域」は首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づき首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある区域とされており、富士山に係る「火山災害警戒地域」は活動火山対策特別措置法（昭和 48 年法律第 61 号）に基づき火山が爆発した場合には住民等の生命又は身体に被害が生ずるおそれがあると認められる地域とされています。両区域は、科学的知見等を踏まえ、中央防災会議の審議を経て、設定されているものです。
4	副首都に指定する地域同士の距離及び首都からの距離を一定以上離さなければ	本政令は、本法第 2 条第 3 項の「東京圏との同時被災の可能性が低

	ならないという明確な制限を設けるべき。	いものとして政令で定める要件に該当する地域」の委任に基づき定めるものです。その要件については、首都中枢機能の維持が困難となる被害をもたらす自然災害として首都直下地震と富士山噴火を想定し、「首都直下地震緊急対策区域」と「富士山の火山災害警戒地域」のいずれにも該当しない地域としています。
5	首都直下地震との連動地震あるいは近接した時期の複合災害等の発生により、東京圏と同時に被災するリスクも考慮すべき。	我が国においては、国土全土にわたって災害が多い国であることを踏まえ、同時被災リスクに備える観点から、複数の道府県の指定を前提とした要件としています。
6	首都中枢機能代替地域の要件に、生物多様性の保全、自然環境への重大な影響の回避等を明記すべき。自然環境を大規模に改変する立地の回避、既成市街地などの活用の優先検討、独立した専門家による環境・災害リスク評価、副首都指定や整備方針決定の前の結果公開と住民参加を制度に盛り込むべき。	本政令は、本法第2条第3項の「東京圏との同時被災の可能性が低いものとして政令で定める要件に該当する地域」の委任に基づき定めるものです。また、本法第18条第2項において、副首都の指定の申出にあたっては、あらかじめ議会の議決を経なければならないとされており、その過程において住民意見等が反映されるものと考えています。
7	案の1が「首都中枢機能代替地域の要件」であるのに対し、2が「副首都指定の要件」となっている。これを素直に読めば、首都中枢機能代替地域はこの要件を満たせば「首都中枢機能代替地域」になり、逆に要件を満たさなければ自動的に「首都中枢機能代替地域」でなくなる、という理解でよいのか。	ご認識のとおりです。

2. 副首都指定の要件について

(1) 国の行政機構の立地状況関係

	案に対する意見及びその理由	回答
8	国の行政機構の立地状況に係る要件について、地方支分部局が14以上設置され	副首都は、大規模災害時に首都中枢機能の全部又は大部分を代替す

	<p>ていることとする根拠は何か。非常時に首都を代替することができると思うために必要な機能を備えているといえるのか。</p>	<p>ることから、国の行政機能を高い水準で確保する必要がありますが、整備費の縮減等の観点から既に立地している地方支分部局を活用することが有効であると考えています。このため、地方支分部局の半数にあたる 14 以上が集積していることを要件としたものです。</p>
9	<p>案の 2（3）「必要な地方行政体制」で大都市法に基づく特別区の設置が要件とされている以上、2（1）「国の行政機構の立地状況」の要件にも、地方支分部局が 14 以上設置されている市町村だけでなく、特別区(全域)であってもよいこととすべき。</p>	<p>大都市法の規定により一の道府県に設けられた特別区については、当該特別区の存する区域をあわせて一の市とみなして、国の行政機構の立地状況の要件並びに人口及び経済の集積状況の要件に適用する旨を本政令に規定しています。</p> <p>（※「大都市法」とは、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成 24 年法律第 80 号）をいう。以下同じ。）</p>
10	<p>副首都は今後整備を進めるものであることから、現在の国の行政機構の立地状況を指定要件とすることは適切ではなく、当該要件については削除又は緩和すべき。</p>	<p>本法第 18 条第 1 項第 1 号において、「行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分に発揮するため、国の行政機構の立地状況」に係る要件を定めることとされています。</p> <p>副首都は、大規模災害時に首都中枢機能の全部又は大部分を代替することから、国の行政機能を高い水準で確保する必要がありますが、整備費の縮減の観点から既に立地している地方支分部局を活用することが有効であると考えています。このため、地方支分部局の半数にあたる 14 以上が集積していることを要件としたものです。</p>
11	<p>副首都はこれから整備するものであり、行政機構は指定後に再編・設置すれば足りる。過去に国が出先機関を配置した大都市だけが該当する後付けの要件であり、首都機能の分散と国土のレジリエンス強化という法の目的と矛盾する。</p>	<p>本法第 18 条第 1 項第 1 号において、「行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分に発揮するため、国の行政機構の立地状況」に係る要件を定めることとされています。</p>

	<p>首都中枢機能のバックアップ等は、既存の大規模行政インフラに頼らず、IT 技術等の活用により、分散する資源を統合するネットワーク技術で実現できる。物理的なインフラ投資は極力避け、数値基準の大幅な緩和、又は機能ベースの要件への見直しを行うべき。</p>	<p>副首都は、大規模災害時に首都中枢機能の全部又は大部分を代替することから、国の行政機能を高い水準で確保する必要がありますが、整備費の縮減の観点から既に立地している地方支分部局を活用することが有効であると考えています。このため、地方支分部局の半数にあたる 14 以上が集積していることを要件としたものです。既に立地している行政機構を活用した上で、不足する場合には必要最小限の整備を行っていくことを想定しておりますが、IT 技術の活用も含め、副首都が担うべき機能や整備の方針については、本法の施行から 1 年以内に策定する基本方針において定めることとされています。</p>
12	<p>国の行政機構の立地状況に係る要件について、文化庁の京都市移転のように本省庁がある場合も数に含めるのか。また、14 以上が同一市町村内に揃う必要はなく、道府県内や隣接市町村内でもよいのではないかな。</p>	<p>本要件における「地方支分部局」とは、内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 43 条及び国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 9 条の地方支分部局を指します。</p> <p>本法においては、各要件の「いずれにも該当する地域を含む道府県」を副首都として指定することとされていることから、要件の単位である地域については、市町村としたところです。</p>
13	<p>国の行政機構の立地状況に係る要件について、判定に用いる確認対象、基準時点、複数の公表値がある場合の選択方法、該当する地域、他の数値との比較が公表資料から確認できないため、これらの基本的な取扱いを施行令・施行規則又は正式な公表資料で明らかにし、道府県等が該当性を事前に確認しやすくし、判断の説明可能性を高めるべき。</p>	<p>国の行政機関の組織の一覧については、内閣府設置法第 67 条第 2 項及び国家行政組織法第 25 条第 2 項の規定により、公表されています。</p>
14	<p>国の行政機関の数は、東京圏の被災時に首都中枢機能を実際に代替できるかを示すものではない。このため、当該要件は指定の入口基準と位置付け、代替業</p>	<p>本法第 18 条第 1 項第 1 号において、「行政に係る首都中枢機能を代替する機能を十分に発揮するため、国の行政機構の立地状況」に係</p>

	<p>務の範囲と引継ぎ時間は法第 20 条第 2 項第 4 号に基づき副首都整備方針で業務区分ごとに定めるべき。あわせて、平常時から重要業務を担う権限、人員、施設、電力・通信、情報システム、指揮命令系統等の実効的な代替能力を要件に加えるべき。さらに、指定地域の災害リスクを検証し、訓練で能力を確認した上で、機密に配慮しつつ結果と改善事項を公表する仕組みを整備すべき。</p>	<p>る要件を定めることとされています。</p> <p>副首都は、大規模災害時に首都中枢機能の全部又は大部分を代替することから、国の行政機能を高い水準で確保する必要があります。代替機能を担うにあたっては、既に地方支分部局が立地していれば、必要な機能を確保することが容易であることから、地方支分部局の半数にあたる 14 以上が集積していることを要件としたものです。</p> <p>また、「平常時から重要業務を担う権限、人員、施設、電力・通信、情報システム、指揮命令系統等の実効的な代替能力」などの御意見については、今後の基本方針等の策定にあたっての参考とさせていただきます。</p>
--	---	--

(2) 人口及び経済の集積状況関係

	案に対する意見及びその理由	回答
15	<p>人口及び経済の集積状況に係る要件について、首都中枢機能の実際の代替能力・多極分散型経済圏の形成の観点から、削除すべき。副首都の目的は首都機能のバックアップであり、現在の人口・経済規模は直接関係しない。規模要件は撤廃し、次の要素を重視した要件に改めるべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京圏との同時被災リスクと災害耐性 ・電力・通信の冗長性、機能切替時間などの実際の代替能力 ・用地の余力と地価 	<p>副首都指定の要件として、本法第 18 条第 1 項第 2 号において、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮するため、人口及び経済の集積状況と規定されています。</p>
16	<p>人口及び経済の集積状況に係る要件は端数を含む数値であり、特定地域を想定して逆算した恣意的な線引きとの疑念を拭えない。数値の算定根拠を示すべ</p>	<p>人口及び経済の集積状況については、国会審議における提案者の説明及び参議院の附帯決議を踏まえつつ、検討したものです。</p>

	<p>き。根拠資料、他の数値との比較検証、閾値を上下させた場合の試算、設定過程、将来推計等を公表し、専門家を交えて検討されたい。</p>	<p>人口の集積状況に係る要件については、都道府県並みの人口規模を有している市町村であることとし、都道府県人口の中央値である150万人に相当する割合として国内総人口に対する割合が1.2%以上である市町村としています。</p> <p>経済の集積状況に係る要件については、経済規模が全国平均以上である道府県の区域内にある市町村であることとし、国内総生産に対する道府県内総生産の割合の3カ年平均が2.1%以上である道府県の区域内にある市町村としています。</p>
17	<p>人口及び経済の集積状況に係る要件は厳しいのではないか。要件を緩和すべき。中規模都市も対象とすべき。</p>	<p>人口及び経済の集積状況については、国会審議における提案者の説明及び参議院の附帯決議を踏まえ、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮し得る牽引的な役割を果たしていくための水準として設定したものです。</p> <p>なお、人口の集積状況の要件の趣旨を明確にするため、要件の単位である地域については「市町村」と規定しています。</p>
18	<p>判定に用いる人口統計（法定人口／推計人口）や基準時点、国内総生産・道府県内総生産の統計や対象年度等を明確にされたい。また、人口及び経済の集積状況に係る要件を満たす自治体の一覧を示されたい。</p>	<p>道府県が副首都指定の申出を行った時期において、人口の集積状況については、官報で公示された最近の国勢調査の結果によるものを用い、また、経済の集積状況については、最近に公表された年度までの過去3年間ににおける各年度の道府県が作成した道府県内総生産、及び当該道府県内総生産と同一の会計年度における国内総生産を用いる旨を本政令に規定し、明確にしています。</p> <p>その上で、人口及び経済の集積状況について、首都中枢機能代替地域の要件に該当しない地域を除き、仮に現時点でのデータを用いて算定すれば、北海道、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県が要件に該</p>

		当しています。
19	副首都は道府県単位であるのに、人口を指定都市単位、経済を道府県単位で評価するのは不整合である。人口の集積状況に係る要件も道府県単位とするか、連携中枢都市圏等の広域都市圏人口で評価すべき。また、両要件を併せて適用すると、経済の集積状況に係る要件が独立した選別機能を果たしていないように見える。	本法においては、各要件の「いずれにも該当する地域を含む道府県」を副首都として指定することとされていることから、要件の単位である地域については、市町村としたところですが、地域のGDPについては、一般に都道府県単位で算定されていることから、道府県内総生産を用いることとしたものです。
20	対象を一定の都市に限定する必要は認められるため、経済の集積状況については、「区域内に民放テレビ局（特定地上基幹放送事業者）の本社が5以上所在する道府県」という要件を設けるのが相当である。人口や経済が集積する場所には情報も集積するため、この要件の方がふさわしい。	副首都指定の要件として、本法第18条第1項第2号において人口及び経済の集積状況と規定されており、国会審議における提案者の説明などを踏まえ、多極分散型経済圏の形成の中核となる機能を十分発揮し得る牽引的な役割を果たしていくための水準として設定したものです。

（３）必要な地方行政体制関係

	案に対する意見及びその理由	回答
21	特別区の設置と連携協約の締結等を同等の選択肢としていずれかを満たせばよいとする案及び推進体制に関する定めを維持すべき。また、災害リスクが想定される中、バックアップ機能を確保する副首都整備を支持する。	賛同の御意見として承ります。
22	特別区の設置及び連携協約の締結等を指定要件とすることに反対。 特別区の設置という組織形態と首都中枢機能の代替能力は別問題であり、特定の構想の実現や利益誘導につながるおそれがあるため、削除すべき。 連携協約は有事の一元的な指揮命令を担保できないため、削除又は厳格な一元	必要な地方行政体制については、国会審議における提案者の説明を踏まえ、副首都が担う機能を十分発揮できるよう、行政の一体性・統一性を確保するものとして、「特別区の設置」と「連携協約の締結等」のいずれかを満たすことを副首都指定の要件としています。

	化を担保する要件とすべき。	
23	必要な地方行政体制に係る要件について、必要な機能と確認方法の対応関係を明確にし、「特別区は設置のみで要件が満たされる」といった、特別区の設置と連携協約の締結等で要件に差を設ける理由を示すべき。	必要な地方行政体制については、国会審議における提案者の説明を踏まえ、副首都が担う機能を十分発揮できるよう、行政の一体性・統一性を確保するものとして、「特別区の設置」と「連携協約の締結等」のいずれかを満たすことを副首都指定の要件としています。
24	副首都の指定を、特別区の設置その他特定の地方行政制度への移行を誘導する材料とせず、地域の実情に応じて行政体制や連携方法を柔軟に選択・設計できる仕組みとすべき。	必要な地方行政体制については、国会審議における提案者の説明を踏まえ、副首都が担う機能を十分発揮できるよう、行政の一体性・統一性を確保するものとして、「特別区の設置」と「連携協約の締結等」のいずれかを満たすことを副首都指定の要件としています。
25	必要な地方行政体制に係る要件として、防災局・自衛隊方面隊司令部の近接や受入拠点の確保、大都市法第7条第2項の趣旨（関係市町村長は、特別区の設置についての選挙人による投票に際し、特別区設置協定書の内容について分かりやすく説明すること）を追加すべき。また、緊急事態発生時の執行指示権を道府県知事に一本化する等を政令要件又は告示・要綱等に明記すべき。	必要な地方行政体制については、国会審議における提案者の説明を踏まえ、副首都が担う機能を十分発揮できるよう、行政の一体性・統一性を確保するものとして、「特別区の設置」と「連携協約の締結等」のいずれかを満たすことを副首都指定の要件としています。
26	特別区は設置のみで必要な地方行政体制に係る要件を満たす理由や、首都機能の代替との関係を示すべき。	必要な地方行政体制については、国会審議における提案者の説明を踏まえ、副首都が担う機能を十分発揮できるよう、行政の一体性・統一性を確保するものとして、「特別区の設置」と「連携協約の締結等」のいずれかを満たすことを副首都指定の要件としています。 「特別区の設置」は、大都市法に基づき、指定都市を廃止し、特別区を設置するものであり、行政の一体性・統一性を確保するものと考えています。
27	連携協約の締結等は形式的な充足で足りるとせず、実施主体・意思決定主体、費用負担、不履行時の責任等を定め、実効性の検証方法と、要件を満たすこと	連携協約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項に基づく制度であり、地方公共団体が連携して事務を処理する

	<p>ができなくなった場合の扱いを明確にすべき。</p>	<p>に当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を締結するものです。同条第7項には、連携協約に係る紛争がある場合の解決手段として、自治紛争処理委員による処理方策の提示などが規定されています。</p> <p>そのうえで、連携協約等によって、道府県と指定都市が行政の一体性・統一性を確保するため、連携する事務についての役割分担や処理方法を協約すること、指定都市都道府県調整会議で事務の実施状況を報告し、同会議で協議した事項を公表するとともに、議会に報告することを本府令において規定しています。</p> <p>指定に係る要件のいずれかに該当しなくなったと認められるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、指定を解除することができることを本法において規定しています。</p>
28	<p>必要な地方行政体制に係る要件について、住民への説明、意見聴取、住民投票等の住民参加の手続を加えるべき。</p>	<p>「特別区の設置」は、大都市法に基づき、議会議決を経た協議会の設置や協定書の議会承認、関係市町村の住民投票が必要とされています。</p> <p>連携協約の締結及びその変更・廃止には、地方自治法に基づき、議会の議決が必要とされています。</p>
29	<p>複数の指定都市を有する府県では、各指定都市と連携協約を締結できることを明確にすべき。</p>	<p>道府県の区域に複数の指定都市が所在する場合には、当該道府県は、要件に該当する指定都市以外の指定都市と連携協約を締結することができる旨を本府令において規定しています。</p>
30	<p>特別区を設置すると指定都市が廃止されるため、設置後や設置の検討段階における人口の集積状況に係る要件等への該当性の判断方法と根拠・算定方法を政令に明記すべき。</p>	<p>「特別区の設置」は、大都市法により特別区が設けられていること又は総務大臣による告示がされていることを要件としています。同法の規定により一の道府県に設けられた特別区については、当該特</p>

		別区の存する区域をあわせて一の市とみなして、国の行政機構の立地状況の要件並びに人口及び経済の集積状況の要件に適用する旨を本政令に規定しています。
31	連携する事務に保健医療に関する事務が含まれることを明確にすべき。	副首都の整備に係る施策の推進は、本法第3条第6項に基づき、産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を図ること、交通網の整備その他の都市の基盤の整備を図ることを旨として行われることとされていること等を踏まえ、連携協約において対象となる事務については、産業振興、都市計画、防災等に係る施策に関する事務としており、保険医療に関する事務を対象とすることを要件としていません。
32	「都道府県官民データ活用推進計画及び市町村官民データ活用推進計画その他の情報通信に関する重要な計画の策定及び変更その他情報通信に関する事務のうち連携することが特に必要なもの」に道府県と指定都市が共同で整備・運用するデータ連携基盤等に関する事務が含まれ得ることを明確にすべき。	都道府県官民データ活用推進計画及び市町村官民データ活用推進計画は、国の官民データ活用推進基本計画に即して策定されるものです。 国の官民データ活用推進基本計画においては、データ連携基盤の整備等に関する施策が含まれていることから、道府県及び指定都市においても、こうした施策を踏まえて官民データ活用推進計画を策定するものと考えています。
33	連携が必要な事務の判断は地域が自主的に定められるようにし、対象を必要最小限（都市計画と防災等）に限定すべき。	副首都の整備に係る施策の推進は、本法第3条第6項に基づき、産業競争力の強化、経済活動の拠点の形成等を図ること、交通網の整備その他の都市の基盤の整備を図ることを旨として行われることとされていること等を踏まえ、連携協約において対象となる事務については、産業振興、都市計画、防災等に係る施策に関する事務としています。

		<p>なお、連携協約において、道府県と指定都市の協議により、連携する事務を独自に加えることが可能です。</p>
34	<p>案の２（３）「※連携する事務 viii」の包括的な規定を削除又は厳格に限定し、対象事務を緊急時の国家機能継続に必要なものに限定すべき。また、事務を追加する場合は、影響を公開し、住民への事前説明と意見募集を行うべき。</p>	<p>御意見等を踏まえ、viii）の規定は削除しています。</p>
35	<p>連携事務の対象となる「公共施設」について、鉄道を対象に含めるべき、施設の指定都市への集中による体験格差を防ぐため周辺地域へのアクセスの確保や地方独自の施設整備の裁量の確保を盛り込むべき。</p>	<p>本政令においては、副首都指定の要件として連携する事務を定めており、「公共施設」については、道府県及び指定都市がそれぞれ管理者となる施設が存在し、両者が連携して整備又は管理を行う必要が生じ得る施設を対象としています。</p> <p>なお、連携協約において、道府県と指定都市の協議により、御指摘の事務を含め連携する事務を独自に加えることが可能です。</p>
36	<p>連携事務の対象となる「公益的施設」について、スポーツ施設の記述を削除するか、避難所やイベント会場としても使用可能なものに限定すべき。</p>	<p>御意見等を踏まえ、一の市町村の区域を超える広域の利用に供することが見込まれるスポーツ施設であることを本府令に規定しています。</p>
37	<p>道府県と指定都市が共同で策定する基本的な計画に、首都中枢機能を代替する業務区分ごとの目標復旧時間と当該業務を平時からの受け入れるための体制を記載すべき旨を定めるべき。</p>	<p>首都中枢機能は、東京圏における国家社会機能（我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能）のうち中枢的なものであり、首都中枢機能を代替する上での国の機関等に必要とされる機能については、国が対応することとなります。</p>
38	<p>官民データの広域的な活用に当たっては、目的の限定や第三者提供の制限、独立機関による監督等の権利保護措置を明記し、教育・研究との連携により大学の自治等を侵害しないようにするとともに、教育の内容や人材確保については指定都市の裁量を残し、運用上の柔軟性を持たせるべき。</p>	<p>必要な地方行政体制において、道府県と指定都市は、連携する事務についての役割分担や処理方法を定めた連携協約を締結することを要件としており、事務の内容については両者で協議することとしています。</p>

(4) その他副首都指定の要件に関する御意見

	案に対する意見及びその理由	回答
39	副首都指定の要件について、東京圏との同時被災の可能性が低いもの、国の行政機構の立地条件、人口及び経済の集積状況、必要な地方行政体制の4点以外の観点を考慮したものに変更する、又はそれらを追加すべき。	副首都の指定の要件については、本法において、東京圏との同時被災の可能性が低いこと、国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況、必要な地方行政体制の4つが定められています。
40	どこを副首都に指定するかという結論ありきで設定した要件なのではないか。	副首都指定の要件については、本法において、東京圏との同時被災の可能性が低いこと、国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況、必要な地方行政体制の4つが定められています。 本政令については、国会における附帯決議において、恣意性を排除し、客観的な基準とすることが求められていたことから、公表されている統計などの数値をもとに検討を行い、客観的な基準として設定したものであり、特定の道府県を念頭に設定したものではありません。
41	首都直下型地震と富士山の火山災害に加え、東南海地震や南海地震時の被害想定も考慮し、大阪府や愛知県のいずれかを副首都とするのであれば、北海道・東北地方や九州・沖縄地方にも複数箇所を整備すべき。 複数の候補地域を比較し、地理的な分散、各地方ブロックにおける選定、相互補完性を重視した選定を行うべき。	副首都指定の要件については、本法において、東京圏との同時被災の可能性が低いこと、国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況、必要な地方行政体制の4つが定められています。 本政令については、国会における附帯決議において、恣意性を排除し、客観的な基準とすることが求められていたことから、公表されている統計などの数値をもとに検討を行い、客観的な基準として設定したものです。
42	副首都の機能を発揮するためには、指定都市単体ではなく、要件を満たさない指定都市や周辺市町村、近郊都市（道府県外を含む。）を含む広域的な連携によ	周辺市町村等との広域的な連携に関する御意見については、今後の基本方針等の策定にあたっての参考とさせていただきます。

	り機能を相互補完することが重要であることから、こうした連携やネットワーク型の分散、道府県域全体の均衡、国土政策との整合等の考え方を、指定要件又は基本方針等に位置付けるべき。	
43	複数の道府県による共同申出を認め、区域全体で要件を評価できるようにすべき。	複数の道府県による共同申出については、本法において想定されていません。
44	一つの副首都への集中ではなく、複数拠点による機能分散も検討すべき。	本法において、副首都は首都中枢機能の全部又は大部分を代替する機能を担うとされていることを踏まえ、副首都が担うべき機能や整備の方針については、今後策定される基本方針において検討します。
45	議会機能の健全性等を指定要件とし、中枢機能の維持に必要な人員は国家公務員とすべき。	副首都指定の要件については、本法において、東京圏との同時被災の可能性が低いこと、国の行政機構の立地状況、人口及び経済の集積状況、必要な地方行政体制の4つが定められています。 首都中枢機能とは、東京圏における国家社会機能（我が国の政治、行政、司法及び経済に関する機能その他の国家及び社会の重要な機能）のうち中枢的なものであり、各機能の維持は、それぞれに従事する者が担うものです。
46	副首都は要件を満たせば指定の申出をすることができるが、一度指定を受け、その後に国の行政機構の立地や人口分布、経済活動が変化することなどにより要件を満たさなくなった場合の指定の取消しを含む取扱いを明らかにすべき。	本法において、指定に係る地域が副首都指定の要件のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、当該指定に係る副首都の意見を聴いて、指定を解除することができることとされています。
47	副首都や首都中枢機能代替地域の具体的な機能等を定める基本方針の策定に先立って、副首都等の要件を定める政令が定められるのは不適切。	本法附則第1条において、本法は、公布の日から三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する旨規定されており、また、同法附則第2条において、基本方針は、施行日から一年以内に定めるものとする旨規定されています。

3. 意見公募（パブリックコメント）の実施方法に関するもの

	案に対する意見及びその理由	回答
48	国民生活等に重大な影響を及ぼす制度であるにもかかわらず、理由を示さずに意見公募期間を10月3日から10月16日までの14日間としたことは、不適切ではないか。30日以上実施すべき。	<p>本意見公募については、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき実施したものです。</p> <p>同法第40条第1項において、命令等制定期間は、命令等を定めようとする場合において、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、30日を下回る意見提出期間を定めることができる旨規定されています。</p> <p>意見公募期間を10月3日から10月16日までの14日間とした理由は、本法の施行に合わせて本政令を定め、確実に施行する必要があるためです。</p>
49	意見公募対象について、条文案等を示さずに、概要のみとしたことは不適切ではないか。条文案等、国民が判断するに足るだけの資料を調えた形で意見公募を行うべき。	<p>本意見公募については、行政手続法の規定に基づき実施したものです。</p> <p>公示する命令等の案については、同法第39条第2項において、「具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない」旨規定されており、本意見公募で公示した案については、同項の規定に照らして適切であると考えています。</p>

○今回の意見募集の直接の対象ではないものの、法律等の制度全般に関するもの（主な御意見）

本法や副首都構想自体に賛成／反対。

○○（道府県）が副首都に指定されるべき／指定されるべきでない。

副首都の申出主体は道府県であるにもかかわらず、要件は市町村に関するものもあり不整合である。申請主体を政令市とすべき。
一部の自治体だけが副首都に指定されることとなると、それ以外の地域は恩恵を受けられず、機能や投資の集中で地域間の格差が広がるおそれがあるのではないか。
本法に基づく国会報告等については、施策の実施状況のみならず、財政負担や費用対効果等についても行うべき。
基本方針等において官民データの流通基盤の整備の考え方を示すべき。
いつ発生するかわからない災害等に備えるため、副首都への指定の有無にかかわらず、先行して首都機能バックアップ拠点の整備を推進すべきである。
副首都機能、代替官庁、バックアップ施設等の配置予定区域は、各自治体のハザードマップで大規模な液状化予測地域、ゼロメートル地帯、津波・高潮の浸水想定区域に該当しないこととすべき。
副首都は、人口減少社会を前提に、コンパクトで持続可能かつ災害に強い都市として設計すべき。施設は平時に研究、産業、国際会議等で活用し、非常時には国家機能を支える二重の用途を持たせることで、投資効果を高めるべき。
副首都は、東京に何か起きたときに初めて使う場所とせず、平時から一定の機能を分散し、平時に使う場所を非常時に拡張する仕組みとすべき。
毎年または数年ごとに中枢機能の一部を副首都に実際に移して業務を行う訓練を実施し、機能を検証すべきである。
副首都ごとに医療・製薬、航空宇宙、IT、食料・エネルギー等の重点分野を選び、関係する国の機関の配置、研究支援、スタートアップ育成、金融機能の強化を一体で進め、特区による規制の実証も行われたい。
人件費や維持管理費等の長期的な負担を明確にし、費用対効果を定期的に検証すべき。
施設は平時から活用でき、非常時に転用できるものを優先すべき。
副首都に関し広く国民の理解を得るため、情報提供等に努めるべき。

※ 上記のほか、基本方針や副首都整備方針に関する御意見、首都中枢機能代替地域や副首都に係る施策に関する御意見等がありました。いただいた御意見については、今後の基本方針や施策の具体化に向けた検討の参考とさせていただきます。

なお、本件と関係がない御意見もいただきました。